

## 麦・大豆保管施設整備事業に係るQ&A

- 本Q&Aは未定稿であり、その内容については、今後、変更等があり得ます。
- 本事業の実施をお考えの場合は、本事業の実施要綱、交付要綱、実施要領等とともに、本Q&Aの内容についてもご確認ください。
- おわかりにならないこと等がありましたら、農林水産省穀物課（03-6744-2108）までお問合せください。
- 本事業への応募者の公募を行う場合は、農林水産省ホームページ「補助事業参加者の公募」のページ上で行う予定です。

令和3年4月

No.	区 分	問 い	答 え
1	事業概要	本事業の目的は何か。	本事業は、豊凶変動が激しい国産麦・大豆を対象に、既存の倉庫だけでは実需への安定供給が難しい現状に鑑み、安定供給を可能にする新たな保管施設等の整備を支援することを目的としています。
2	事業概要	本事業で整備する施設等に保管する麦・大豆は国産限定か。	国産限定です。
3	事業概要	改修の場合も支援対象となるか。	既存の保管施設の改修も可能としていますが、改修前と比較して改修後の保管可能量が増加しない場合は、豊凶変動時の安定供給体制の強化という本事業目的にはそぐわないため、支援対象外としています。
4	補助事業者	「農業者の組織する団体」とは誰か。	実施要領第2の2のとおりです。 農業者の組織する団体は、以下の(1)～(4)の基準を満たすことが求められています。 (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。 (2) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。 (3) 受益農業事業者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。 (4) 前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。
5	補助事業者	「コンソーシアム」にはどのような者が参加できるのか。	コンソーシアムは、都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業協同組合連合会等)、農業者、実需者等の「複数の」関係者により構成されていることとし、このうち、農業関係機関及び実需者の参加を必須とします。
6	補助事業者	農業法人は、実施要領第2(1)に規定する「農業関係機関」となり得るのか。	農業法人は、実施要領第2の1のコンソーシアムの構成員のうち「農業関係機関」ではなく「農業者」に該当しますが、要領第2の2に規定する「農業者の組織する団体」に該当すれば、本事業においては、コンソーシアムの構成員となる「農業関係機関」として扱うことができると考えます。
7	補助事業者	全集連系の集荷業者(集荷組合、集荷企業)は、「農業関係機関」に該当するか。	該当します。

8	補助事業者	「コンソーシアム」には民間企業が参加することはできるのか。	可能です。
9	補助事業者	「実需者」とは誰か。	本事業における実需者は、麦・大豆を生産者、生産者団体、農業関係機関等から購入（販売委託契約は除く）している企業等となります。
10	補助事業者	集荷業者は「実需者」に含まれるのか。	集荷業者が、麦・大豆の販売の委託に係る業務のみを実施している場合には実需者には該当しませんが、麦・大豆を自ら購入している場合には実需者に該当します。
11	補助事業者	集荷業者は、「農業者の組織する団体」には含まれないのか。	実施要領第2の2の要件を満たさない者は「農業者の組織する団体」には該当しません。
12	補助事業者	「コンソーシアム」を作る場合の注意点はなにか。	本事業の実施に当たっては、事業実施計画とともに安定供給計画を作成します。 安定供給計画の作成に当たっては、地区内の農業者等との話し合いが不可欠であり、話し合いにより達成可能な計画の作成、目標の設定をしていただく必要があります。
13	保管対象	本事業の対象作物は、麦、大豆いずれか一方だけでもよいのか。	対象作物を麦・大豆のいずれか一方とすることも、麦・大豆の双方を対象にすることも可です。
14	保管対象	契約限度数量を超えて追加契約が必要となった麦・大豆については当該事業で整備した施設等の保管の対象となるのか。	契約数量は天候等により変動する可能性があることから、当該施設の保管の対象になります。
15	成果目標	事業実施計画の目標年度と安定供給計画の目標年度が異なるのはなぜか。	事業実施計画の目標年度は事業実施年度の翌々年度とします。 一方、安定供給計画については、本事業で整備する施設等が十分な安定供給機能を有するようになるまでに一定の時間を要すると考えられることから、事業実施年度を含む5年目を目標年度として設定します。
16	成果目標	採択基準にある項目は全て設定する必要があるか。	採択基準の区分にある項目のうち①～④については必須項目ですが、⑤については加算ポイントであり、選択項目となります。

17	成果目標	実施要領別紙1の採択基準のうち①「国産麦・大豆の需要拡大」の「地区内での国産麦、大豆の出荷数量の増加」とはどの数字を使えばよいのか。また、基準年はどうなるのか。	本事業で保管する麦・大豆の産地の生産量の現状値から目標までの増加率を使用してください。 生産量の現状値に係る基準年は、原則、事業実施年の前年としますが、天候不順等で前年値が適切でない場合は、基準年から過去3年間の平均値または基準年から過去5年間のうち最大、最小値を除いた3年平均値等でも可とします。
18	地区	本事業で施設等を整備する場合、関係する地区を設定する必要があるのか。	本事業を実施するにあたっては、事業実施計画において、施設等の収集の範囲とする地区（いわゆる受益地区）を設定する必要があります。
19	地区	本事業で整備する施設等に保管する麦・大豆の収集の範囲とする「地区」の補助対象基準は何か。	施設等が収集の範囲とする地区において、麦、大豆が作付けられ、収穫されている必要があります。 なお、収集の範囲に、「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成する地区が1地区以上含まれている場合は加算ポイントがつきます。
20	地区	施設等が麦・大豆の収集範囲とする「地区」とは、どの程度の大きさを区切ればよいのか。	本事業で整備した施設において保管する麦・大豆の産地を「地区」と考えます。例えば、複数の市町村、単一の市町村、県域等の範囲で本事業の地区を設定することは可能です。
21	公募	どのように選定を行うのか。	応募書類について、要綱、要領等が求める諸要件を満たしていることを確認した上で、実施要領の採択基準に基づくポイント付けの内容を確認し、ポイント上位から順に予算の範囲内で選定する予定です。ポイントが同点の場合は、事業費の低い方を優先的に選定します。
22	施設等整備	整備対象となる「施設等」とはどういう意味か。	「施設等」は国産麦・大豆を保管するための施設及び設備を指します。また、本事業は、施設の新設のほか、既存施設の改修も対象としています。

23	施設等整備	国産麦・大豆を保管するための施設及び設備（施設等）が補助対象とのことだが、保管するための「設備」とは、具体的に何を想定しているのか。	たとえば、既設の建屋を利用して、空調設備を新たに導入する必要がある場合、当該設備は、本事業の設備に該当します。
24	施設等整備	整備する施設内で使用する機器、備品（フォークリフト、パレット、コンテナ、可搬式コンベヤ、作業台等）は補助対象になるのか。	対象外です。補助対象の範囲についてご不明な場合はご相談ください。
25	施設等整備	施設等のリース導入は可能か。	リース導入は本事業の対象としていません。
26	施設等整備	平置き倉庫やサイロ（いわゆる集出荷貯蔵施設の貯蔵施設部分に該当）は対象となるのか。	本事業で整備を行うのは、「麦・大豆の保管施設、設備」です。本事業の成果目標の達成に必要な施設、設備であれば平置き倉庫やサイロも整備の対象になります。
27	施設等整備	乾燥調製施設の整備は本事業の対象となるのか。	本事業は、麦・大豆の保管に係る施設、設備のみを対象としており、保管の前後に必要な乾燥施設、調製施設等は対象としていません。
28	施設等整備	整備する施設の㎡あたり単価等が高額となっても採択されるのか。	本事業では、整備対象となる施設等の上限事業費は設定していませんが、1件当たりの補助金の上限額は3億円と規定しています。（実施要綱第4の（5）） なお、単価等が高額になれば、採択基準である保管効率で低いポイントになる場合があります。
29	施設等整備	既存の施設を全て撤去して、その敷地に新たに保管施設を整備する場合、既存施設の撤去費用は本事業の対象となるのか。	対象になりません。

30	施設等整備 (改修)	改修の対象範囲いかん。	<p>既存の施設の修繕、更新については本事業の対象にはなりません。</p> <p>改修に当たっては、実施要領の第5等に基づき検討いただく必要があります。</p> <p>現在、倉庫として使用していない施設の改修や、既存の倉庫の改修については、本事業が求める機能の付与に関するものであり、かつ、地域での麦・大豆の保管量を増強させるために必要な改修が対象になります。(改修の結果、保管可能数量が増加しない場合、本事業の対象となりません。)</p> <p>このほかにも、要綱・要領等の諸規定を遵守いただく必要がありますのでご注意ください。</p>
31	施設等整備 (改修)	常温倉庫から低温倉庫に改修する費用は本事業の対象となるのか。	本事業の目標を達成するため、貯蔵する麦・大豆の品質保持や長期保管に不可欠であれば、常温倉庫への低温機能の付与のための改修の費用は本事業の対象になります。
32	施設等整備 (改修)	コンソーシアムには参加していない民間企業が所有する倉庫を本事業で改修して使用してもよいか。	認められません。
33	事業実施計画の作成	事業実施計画様式の3の(2)において、施設等が収集範囲とする地区内での国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画に記載すべき数字は何か。	事業実施計画様式の3の(2)「施設等が収集範囲とする地区内での国産麦・大豆の栽培、収穫量、販売量の増加計画」の欄については、様式の「1対象作物・事業実施年度・目標年度」で記載した品目について、地区内の品種別栽培面積、収穫量を記載してください。
34	事業実施計画の作成	事業実施計画様式の6.計画の採択基準において、採択基準1(④/③)の「地区内で収穫される対象作物の量」に記載すべき数字は何か。	<p>事業実施計画様式の「6.計画の採択基準」の「施設が収集範囲とする地区内で収穫される対象作物の量(令和〇年度)③」、「施設が収集範囲とする地区内で収穫される対象作物の量(目標年度)④」は、実施要領別紙1の採択基準の評価項目「地区内での国産麦、大豆の出荷数量の増加」を算定するためのものです。</p> <p>様式の「1対象作物・事業実施年度・目標年度」で記載した品目について、保管する品種だけでなく、地区内の対象作物の取扱数量を記載してください。</p>

35	事業実施計画の作成	事業実施計画様式の6. 計画の採択基準の⑥「補助事業者の対象作物の取扱数量」は何を指すのか。	<p>「麦・大豆保管施設整備事業実施計画」様式の「6. 計画の採択基準」の「補助事業者の対象作物の取扱数量⑥」は、実施要領別紙1の採択基準の評価項目「当該施設等での保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合」を算定するためのものです。</p> <p>この評価項目にいう「補助事業者の取扱数量」(分母)は、コンソーシアムに参加する者の対象作物の受益地区内での出荷数量の合計数量を指します。</p>
36	事業実施計画の作成	事業実施計画様式の(別表)安定供給計画の4. 年度別の安定供給(放出)計画について、実績の欄への記載も必要か。	事業実施年数については、上段の計画欄のみの記述とします。
37	事業実施計画の作成	実施要領別紙1の採択基準の①「国産麦・大豆の需要拡大」の「地区内の国産麦・大豆の出荷数量の増加」に記載すべき数字はどのように算定するのか。	<p>「出荷数量の増加」は、「施設が収集範囲とする地区内で収穫される対象作物の量(目標年度)」を「施設が収集範囲とする地区内で収穫される対象作物の量(基準年)」で割って算定します。</p> <p>ここでいう「地区」は、すなわち「受益地区」のことであり、補助事業者がコンソーシアムである場合は受益地区全体での出荷数量(「①受益地区(産地)の対象作物の出荷数量」+「②コンソーシアムに参加する実需者の受益地区内での対象作物の出荷数量(ただし①との重複は除く)」)の増加を算定してください。</p>
38	事業実施計画の作成	実施要領別紙1の採択基準の②「安定供給体制の確立」の「当該施設等での保管数量が補助事業者の取扱数量に占める割合」はどのように算定するのか。	実施要領別紙1の採択基準のうち、②「安定供給体制の確立」は、「当該施設等での保管数量÷補助事業者の保管数量」で算定します。

39	事業実施計画の作成	実施要領別紙1の採択基準の③「保管効率」の「整備施設（改修を含む。）の目標年度の保管量（施設に保管可能な量）当たりの事業費の額（事業費（円）／保管量（t）」の事業費については、土地購入代や外構の整備費等は含まれないという理解でよいか。	本事業は、施設、設備の整備を目的としており、土地購入代やいわゆる外構の整備費等は対象としていません。
40	施設等整備（改修）	「麦・大豆保管施設整備事業」における既存施設の改修の取扱いについて留意する点は何か。	<p>本事業の事業費の低減を図る観点から、既存施設を麦・大豆の保管施設へ仕向けるために内部設備の導入と一体的に行う既存施設の改修等は助成対象とします。</p> <p>その際、助成対象の要件は、麦・大豆の保管用途へ仕向けるための内部設備の導入と一体的に行うことに加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新設より中古施設の改修等のほうが経済的に優位であること</li> <li>② 施設の法定耐用年数（※）が10年以上であること等</li> <li>③ 補助事業により取得した財産の改修の場合は必要な財産処分手続きを行うこととします。</li> </ol> <p>（※）残年数ではなく、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める施設等ごとの耐用年数により判断します。</p> <p>なお、事業の実施に当たり既存施設を活用する場合には、導入する内部設備が適切に効果を発揮しうよう、専門家の診断等を受けて、当該内部設備の法定耐用年数以上の期間、支障なく施設を使い続けられることをあらかじめ確認しておく必要があります。</p>
41	事業の実施	工事の請負契約にあたっては随意契約でもよいのか。	工事の請負契約にあたっては、原則として一般競争入札とします。